

2022年6月23日

各位

会社名 株式会社 ペルセウスプロテオミクス

代表者名 代表取締役社長 執行役員 横川 拓哉  
(コード番号:4882 東証グロース)

問合せ先 取締役執行役員 管理部長 鈴木 信一

(TEL. 03-5738-1705)

(訂正・数値データ訂正)「2022年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」の一部訂正について

2022年5月13日に開示いたしました「2022年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」の内容につきまして、一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。また、数値データにも訂正がございましたので、訂正後の数値データも送信いたします。

記

1. 訂正の理由

「2022年3月期 決算短信〔日本基準〕(非連結)」の提出後に、当期の経営成績の概況、貸借対照表及び損益計算書等に誤りがあることが判明したため、訂正するものです。

2. 訂正の箇所及び内容

訂正箇所には下線を付して表示しております。

(1) 3 ページ 当期の経営成績の概況

【訂正前】

d. PPMX-T001

PPMX-T001 は、肝臓がんで高い発現率が見られる GPC3 を標的としています。2006年に特許を受ける権利等を譲渡した中外製薬株式会社によって、肝臓がん等の治療薬として「GC33」及び「ERY974」という2種類の異なった形態での薬剤開発が進められていますが、2022年6月20日をもって同社との契約の対象特許が期間満了となるため、同社との契約も同日に満了する予定です。

【訂正後】

d. PPMX-T001

PPMX-T001 は、肝臓がんで高い発現率が見られる GPC3 を標的としています。2006年に特許を受ける権利等を譲渡した中外製薬株式会社によって、肝臓がん等の治療薬として「GC33」及び「ERY974」という2種類の異なった形態での薬剤開発が進められていますが、2022年6月21日をもって同社との契約の対象特許が期間満了となるため、同社との契約も同日に満了する予定です。

## (2) 5 ページ 3. 財務諸表及び主な注記 (1) 貸借対照表

【訂正前】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
有形固定資産		
建物	8,034	13,860
減価償却累計額	△8,034	△13,860
建物(純額)	0	0
工具、器具及び備品	114,952	278,388
減価償却累計額	△114,952	△278,387
工具、器具及び備品(純額)	0	0
有形固定資産合計	0	0

【訂正後】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
有形固定資産		
建物	8,034	8,043
減価償却累計額	△8,034	△8,043
建物(純額)	0	0
工具、器具及び備品	114,952	115,594
減価償却累計額	△114,952	△115,594
工具、器具及び備品(純額)	0	0
有形固定資産合計	0	0

## (3) 7 ページ 3. 財務諸表及び主な注記 (2) 損益計算書

【訂正前】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業外費用		
支払手数料	4,433	—
租税公課	3,527	9,346
上場関連費用	3,436	9,531
その他	0	0
営業外費用合計	11,397	18,878

【訂正後】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業外費用		
支払手数料	4,433	—
租税公課	3,527	9,346
上場関連費用	3,436	9,531
その他	—	0
営業外費用合計	11,397	18,878

(4) 8 ページ 売上原価明細書 注意書き

【訂正前】

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
賃借料	178	218
支払手数料	203	<u>142</u>

【訂正後】

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
賃借料	178	218
支払手数料	203	<u>139</u>

(5) 12 ページ (5) 財務諸表に関する注記事項

【訂正前】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、財務諸表に与える影響はありません。

【訂正後】

(表示方法の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、時価をもって貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、財務諸表に与える影響はありません。

以上